平成２３年（フ）第５３号
滋賀県東近江市山上町829番地２、前住所京都市伏見区横大路天王前１番地の１日光ハイツ709号
債務者　サン・アートこと　石嶋　孝男
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第２７７号
兵庫県加古郡稲美町国岡２丁目２番地の１
債務者　豊田喜美代
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２８１号
兵庫県加古川市尾上町旭３丁目43番地　メゾン尾上の松Ⅱ―108号
債務者　原田　裕美
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２９０号
兵庫県加古川市平岡町土山176番地の12
債務者　船津こと　舩津　恵子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４５５号
広島市安佐北区深川７丁目39番４号
債務者　中村　明弓
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５９４号
広島市安佐南区古市１丁目30番32―307号
債務者　山根久美子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６３６号
広島市東区上温品１丁目７番15―202号
債務者　谷崎　勝彦
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０１号
愛媛県伊予市下吾川1089番地１　ヴィラエテルノＢ102号
債務者　長田　陽子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第６２号
愛媛県西条市新田258番地　西条東団地313号
債務者　仙波　久美
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第７１号
愛媛県四国中央市中曽根町1496番地の２
債務者　伊澤　　学
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第７２号
愛媛県四国中央市金生町下分962番地１　みずほユーミーマンション303号
債務者　石川　春人
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第７３号
愛媛県新居浜市宮原町５番25号
債務者　石川　　智
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第７９号
愛媛県新居浜市星原町１番38号
債務者　原　祐一郎
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第８０号
愛媛県新居浜市星原町１番38号
債務者　原　　幸恵
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第８５号
愛媛県西条市小松町北川62番地４　大開第２団地294号
債務者　立花　文子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第３１号
高知県安芸市川北甲2380番地
債務者　徳久　　保
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
高知県室戸市浮津一番町88番地１
債務者　宇賀　廣明
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係